

新しい 住居表示

千代町二丁目

5月22日(月)
から実施

住居表示制度は、住所（居所）の表示方法を今までの土地の表示（大字と番地）から建物の表示（新町名と街区符号）へと変更することにより、住所をわかりやすく表示し、市民生活の利便性を高めることを目的としています。5月22日から大字小野田の一部が「千代町二丁目」となります。

街区割図



◆新しい住所は、町名と街区符号と住居番号で表示します。例えば、住所が「山陽小野田市大字小野田〇〇〇〇番地の〇〇」の人は「山陽小野田市千代町二丁目〇番〇号」のように変更されます。

◆本籍や不動産は、土地に付けられる番号（地番）で表されていますので、原則として地番は変わらず町名だけの変更されます。例えば、本籍が「山陽小野田市大字小野田〇〇〇〇番地〇〇」の人は「山陽小野田市千代町二丁目〇〇〇〇番地〇〇」のように変更されます。

◆住民票や印鑑登録などの台帳は、市で変更しますが、各種の許認可証や運転免許証、年金証書などは各自で住所変更の手続きをされるようお願いします。また、郵便物などのあて先も新しい住所で表示してください。

問い合わせ先

市民課 自治振興係 (☎ 82-1142)

6月1日から

小野田本通南郵便局（セメント町6番12号）で
住民票が受け取れます！

平成15年6月の本山郵便局（旧小野田）でのサービス開始に続き、2か所目となります。
なお、取り扱う内容は次のとおりです。

- ◎戸籍謄本・戸籍抄本または戸籍記載事項証明書の交付（当該戸籍に記載されている人に対するものに限る。）の請求の受付および引渡し
- ◎外国人登録記載事項証明書の交付の請求の受付および引渡し
- ◎住民票の写しおよび住民票記載事項証明書の交付（自己または自己と同一の世帯に属する人に対するものに限る。）の請求の受付および引渡し
- ◎戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍に記載されている人に対するものに限る。）の請求の受付および引渡し
- ◎印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている人に対するものに限る。）の請求の受付および引渡し



問い合わせ先

市民課 戸籍住民係
(☎ 82-1140)